

最高裁判所(第一小法廷) 令和●●年(〇〇)第●●号 所得税等決定処分取消請求上告事件
国側当事者・国

令和6年8月19日棄却・確定

(控訴審・東京高等裁判所、令和●●年(〇〇)第●●号、令和6年3月5日判決、本資料274号・順号13953)

(第一審・東京地方裁判所、令和●●年(〇〇)第●●号、令和5年1月17日判決、本資料273号・順号13800)

決 定

上告人	甲
被上告人	国
同代表者法務大臣	小泉 龍司
同指定代理人	杉林 智紀

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

令和6年8月19日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 堺 徹

裁判官 深山 卓也

裁判官 安浪 亮介

裁判官 岡 正晶

裁判官 宮川 美津子